

# 非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直しについて（厚年、DB）

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

## ポイント

- 標記について、平成25年5月28日付で厚生労働省から地方厚生局あてに事務連絡が発出された。
- 事務連絡の内容については、すでにご案内済<sup>1</sup>の通りである。

<以下、ご案内済<sup>1</sup>の内容>

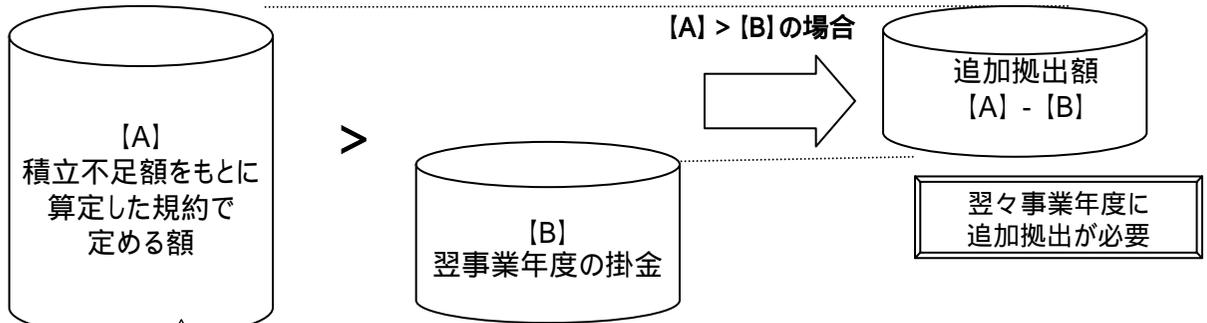
- 今回の見直しの内容
  - ・「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込み額<sup>2</sup>」（次頁参照）がマイナスとなる場合、ゼロに置き換えて特例掛金を計算する。
- 今回の見直しの影響
  - ・最低積立基準額が減少傾向にある場合に影響がある。
  - ・見直し前と比較すると、必要な特例掛金の額が大きく計算される可能性がある。
- 適用
  - ・平成25年3月31日以降を財政検証の基準日とするものから適用する。

1 [年金ニュースNo.333](#)、[No.334](#) をご参照

2 「翌事業年度の最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額」として規定されている。

## 積立比率に応じた方法での特例掛金の設定

- ✓ 積立比率に応じた方法での特例掛金の設定は、財政検証で非継続基準に抵触した場合の追加拠出の方法の一つである。
- ✓ 下図【A】が【B】を上回る場合に、当該上回る額を翌々事業年度の特例掛金として追加拠出する。
- ✓ 従来は、下記 がマイナスとなった場合でもそのままとしていたが、今後はゼロに置き換えることとされた。



積立不足額をもとに算定した規約で定める額

**翌事業年度の最低積立基準額の増加見込み額**

+

規約で定めた積立不足の償却額

**見直される部分**

規約で定めた積立不足の償却額 (下図の【方法1】以上、【方法2】以下)

【方法1】: 下限

積立不足	積立比率(純資産(時価) <sup>1</sup> / 最低積立基準額 <sup>2</sup> )	
	1.0	0.9 ~ 1.0 <sup>3</sup> の部分
	0.9	0.8 ~ 0.9 の部分
	0.8	0.8未満 の部分
		1/15償却
		1/10償却
		1/5償却

【方法2】: 上限

最低積立基準額に対する積立不足を一括で償却

1 掛金計算上の資産として、数理的評価を適用している場合でも時価となる。

2 厚年基金においては、最低積立基準額以外に、最低責任準備金に対する積立比率も考慮する必要がある。

3 財政検証の基準日に応じて平成29年3月30日までの経過措置があり、以下のスケジュールとなっている。

平成25年3月31日 ~ 平成26年3月30日 : 0.92

平成26年3月31日 ~ 平成27年3月30日 : 0.94

平成27年3月31日 ~ 平成28年3月30日 : 0.96

平成28年3月31日 ~ 平成29年3月30日 : 0.98

平成29年3月31日 ~ : 1.00

以上